

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 7 月 10 日（金）第 735 号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 2
- 鹿児島県税条例及び鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例（※）（税務課取扱い） 4
- 鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会条例（※）（文化振興課取扱い） 6
- 鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（※）（国民健康保険課取扱い） 7
- 鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（※）（子育て支援課取扱い） 8
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）（子育て支援課取扱い） 9
- 鹿児島県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（※）（子ども福祉課取扱い） 10
- 鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）（工業用水課取扱い） 16
- 鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（※）（総務福利課取扱い） 16
- 鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例（※）（監査委員事務局取扱い） 17
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）（県立病院課取扱い） 17

条 例

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例をこ

ここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 31 号

予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例
 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成 24 年鹿児島県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「第 173 条の 5 第 1 項」を「第 173 条の 6 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

.....

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 32 号

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
 鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年鹿児島県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 243 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 173 条の 4 第 1 項第 2 号」を「第 173 条の 5 第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 33 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例
 鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 保健福祉部の表 1 の項中(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、(4)を(6)とし、その次に次のよう
 に加える。

(7) 政令第 20 条の 6 において準用する	地域限定 保育士登	1,600 円
-----------------------------	--------------	---------

政令第17条第1項 の規定に基づく地 域限定保育士登録 証の書換え交付	録証書換 え交付手 数料	
(8) 政令第20条の6 において準用する 政令第18条第1項 の規定に基づく地 域限定保育士登録 証の再交付	地域限定 保育士登 録証再交 付手数料	1,100円

別表第1保健福祉部の表1の項中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第18条の28第 1項の規定に基づ く地域限定保育士 試験の実施	地域限定 保育士試 験手数料	12,700円
(4) 法第18条の33第 3項の規定に基づ く地域限定保育士 の登録の申請に対 する審査	地域限定 保育士登 録申請手 数料	4,200円

別表第1保健福祉部の表1の項に次のように加える。

(11) 省令第6条の54 において準用する 省令第6条の11の 2第1項の規定に 基づく地域限定保 育士試験の全部の 免除の申請に対す る審査	地域限定 保育士試 験全部免 除申請手 数料	2,400円
---	------------------------------------	--------

別表第2中1の2の項を1の3の項とし、同項の次に次のように加える。

1の4 児童福祉法施行規則第6条の54に おいて準用する同令第6条の11の2第1 項の規定に基づく地域限定保育士試験の 全部の免除の申請に対する審査	児童福祉法第18条の32第1項に規定する知 事が指定する者
---	----------------------------------

別表第2の1の項の次に次のように加える。

1 の 2 児童福祉法第 18 条の 28 第 1 項の規定に基づく地域限定保育士試験の実施	児童福祉法第 18 条の 32 第 1 項に規定する知事が指定する者
--	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県税条例及び鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県条例第 34 号

鹿児島県税条例及び鹿児島県核燃料税条例の一部を改正する条例

（鹿児島県税条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県税条例（昭和 38 年鹿児島県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 1 号ウ中「利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で県内に所在するもののうち主たるものの所在地」を「鹿児島市」に改める。

第 23 条の 2 第 3 項中「（当該金額が当該納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 20 に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の 20 に相当する金額）」を削り、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 20 に相当する金額と 772,000 円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

第 28 条の 3 を次のように改める。

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第 28 条の 3 法第 45 条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第 45 条の 3 の 3 第 1 項に規定する県民税に係る申告書を、法第 317 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

附則第 5 条の 6 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「平成 21 年から令和 7 年」を「平成 21 年から令和 12 年」に改め、同条第 3 項中「同条第 16 項」を「同条第 12 項」に改める。

附則第 5 条の 7 中「（当該金額が当該納税義務者の第 22 条及び第 23 条の規定を適用した場合の所得割の額の 100 分の 20 に相当する金額を超えるときは、当該 100 分の 20 に相当する金額）」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第 22 条及び第 23 条の規定を適用した場合

の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

附則第5条の7の2中「令和20年度」を「令和30年度」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第23条の2第1項及び第3項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第23条の2第3項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

（鹿児島県核燃料税条例の一部改正）

第2条 鹿児島県核燃料税条例（令和6年鹿児島県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「発電用原子炉の所在地」を「鹿児島市」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鹿児島県税条例第9条の改正規定及び第2条の規定 令和8年8月1日
- (2) 第1条中鹿児島県税条例第23条の2及び第28条の3の改正規定並びに同条例附則第5条の6及び第5条の7の改正規定並びに附則第2条の規定 令和9年1月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例附則第5条の7の2の改正規定 令和10年1月1日

（県民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第23条の2第3項及び附則第5条の7の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3の規定は、令和9年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の鹿児島県税条例第28条の3の

規定による申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第5条の6第1項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県歴史・美術センター^{れい}黎明館協議会条例をここに公布する。

令和8年7月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第35号

鹿児島県歴史・美術センター^{れい}黎明館協議会条例
(設置)

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、鹿児島県歴史・美術センター^{れい}黎明館に鹿児島県歴史・美術センター^{れい}黎明館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、観光・文化スポーツ部において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第36号

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政安定化基金拠出率」を「基礎財政安定化基金拠出率」に、「は、」を「及び子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、それぞれ」に改める。

第3条第3項中「第19条第5項」を「第19条第6項」に改める。

第4条第2項中「第19条第3項」を「第19条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第37号

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年鹿児島県条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「保育士」の次に「（児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表に次のように加える。

別表2の項 (6)	別表2の項(1)の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。以下同じ。）
--------------	-------------------------------------	---

別表1の項(2)中「35人」を「30人」に改める。

別表2の項に次のように加える。

- | |
|--|
| <p>(6) (1)、(2)及び(4)により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課</p> |
|--|

程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保すること。

別表 7 の項(5)中「母子家庭、父子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同項に次のように加える。

- (14) 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 7 の項に次のように加える改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における 1 学級の子どもの数については、改正後の鹿児島県認定こども園の認定の要件に関する条例別表 1 の項(2)の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田 康一

鹿児島県条例第 38 号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年鹿児島県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第 45 条第 7 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉

鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第43条第2項中「保育士」の次に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。第65条において同じ。）」を加える。

第112条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附則第2条中「この条」の次に「及び附則第7条」を加え、同条ただし書中「保育士」の次に「（設備運営基準第33条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第4条又は附則第5条の規定により保育士とみなされる者及び設備運営基準第33条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第6条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい」を「第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項」に改め、「保育士の数（」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附則第9条を附則第10条とし、附則第8条を附則第9条とする。

附則第7条の前の見出しを削り、同条を附則第8条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第6条の次に次の1条を加える。

第7条 第47条の規定によりその定めるところによるとされる設備運営基準第33条第3項及び附則第2条の規定により特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（設備運営基準第49条第15項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。）及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（設備運営基準第33条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

.....

鹿児島県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和8年7月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第39号

鹿児島県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22

第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）において使用する用語の例による。

2 前項の規定にかかわらず、この条例において「登録一時保護委託者」とは、法第33条第1項第1号に規定する登録一時保護委託者であって、知事の監督に属するものをいう。

3 第1項の規定にかかわらず、この条例において「登録一時保護委託施設」とは、登録一時保護委託者が一時保護を行う施設であって、知事の監督に属するものをいう。

（最低基準の目的等）

第3条 最低基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（一般原則）

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

（権利の制限）

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（行動の制限）

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（虐待等の禁止）

第7条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童対象性暴力等の防止）

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業

務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害時において必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 前項の具体的計画は、火災、震災、風水害その他の当該登録一時保護委託施設の周辺の地域において想定される非常災害に関するものでなければならない。

4 登録一時保護委託者は、第2項の具体的計画の概要を当該登録一時保護委託施設において当該登録一時保護委託施設に入所している児童及び職員に見やすいように掲示しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、第2項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

6 登録一時保護委託者は、非常災害時における当該登録一時保護委託施設に入所している児童の安全を確保するため、地域の自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号の自主防災組織をいう。）及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

（権利擁護）

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

（所持品等）

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持品等の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

(1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。

(2) 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。

(3) 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止す

る場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。

- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

（設備の基準）

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- (7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員の一般的要件）

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併設するときの基準）

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じて、当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭すること。
- (4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供すること。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。

（食事）

第18条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものであること。
- (2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。

（健康状態の把握等）

第19条 児童相談所長又は知事は、入所している児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所している児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第20条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

（生活支援等）

第21条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うこと

ができるように行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。
- 5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

（規程の整備）

第22条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を作成しなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

（記録の整備）

第23条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

（秘密保持）

第24条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託者の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第25条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第26条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条

例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年12月25日から施行する。

.....

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第40号

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

.....

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第41号

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県立中学校及び高等学校授業料等徴収条例（昭和32年鹿児島県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「又は就学支援金支給法第17条の規定による届出」を削り、「申請等」を「申請」に改め、同条第6項中「申請等」を「申請」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和8年4月1日前から引き続き鹿児島県立高等学校に在籍する生徒（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する生徒を除く。）の同日以後の授業料又は受講料の納付期限については、なお従前の例による。

.....
鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 42 号

鹿児島県監査委員条例の一部を改正する条例

鹿児島県監査委員条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

.....
鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 10 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 43 号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品処方等加算料の項中「4 分の 1」を「2 分の 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。